一般社団法人熊本県工業連合会役員等及び役員会規則

(目的)

- 第1条 この規則は、一般社団法人熊本県工業連合会(以下「工連」という。)の役員及び役員 会の構成、運営に関し必要な事項を定める。
- 2 この規則は、理事会の議決をもって変更することができる。

(役員等の設置)

第2条 工連に、次の役員を置く。

代表理事会長(以下「会長」という。) 1名(理事から選任する) 理事副会長(以下「副会長」という。) 3名以内(理事から選任する)

理事幹事長(以下「幹事長」という。) 1名(理事から選任する)

理事副幹事長(以下「副幹事長」という。) 3名以内(理事から選任する)

理事 3名以上10名以内

監事2名以内幹事3 0名以内団体会員の代表者若干名

(顧問及び参与の設置)

第3条 工連に、顧問、相談役、参与及び事業顧問を置く。

顧問若干名相談役若干名参与若干名事業顧問若干名

(選任等)

- 第4条 理事及び監事は、総会の議決によって正会員の中から選任する。
 - 2 幹事は理事会の推薦により、総会の議決によって正会員の中から選任する。
 - 3 会長、副会長、幹事長及び副幹事長は、理事会の議決によって理事の中から定める。
 - 4 団体会員の代表者は、理事会の推薦により、役員会で承認する。
 - 5 顧問は、会長職を経験した者及び理事会の推薦により役員会で承認した者とする。
 - 6 相談役、参与及び事業顧問は、理事会の推薦により、役員会で承認する。

(役員等の職務・権限)

- 第5条 会長は、工連を代表し、その業務を執行する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順位により、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その業務を代行する。
- 3 幹事長は、役員会及び委員会を統括し、当法人の業務を執行する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長が欠けたとき又は幹事長に事故があるときは、その業務を代行する。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。
- 6 団体会員の代表者は、当法人の運営に関して必要な助言を行うほか、出身団体との連絡に

あたる。

- 7 顧問及び相談役は、会長に対し、必要な助言を行う。
- 8 参与及び事業顧問は、工連の運営に関して必要な助言を行う。

(任期)

- 第6条 会長、副会長、幹事長、副幹事長、理事及び幹事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結 の時までとし、再任を妨げない。
- 3 団体会員の代表者、顧問、相談役、参与及び事業顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(解任)

第7条 役員は、総会の議決によって解任することができる。

(役員会)

- 第8条 工連に役員会を置く。
- 2 役員会は、第2条に定める役員並びに参与及び事業顧問で構成する。

(権限)

- 第9条 役員会は次の事項について協議し、理事会に提示する。
 - (1) 事業計画、事業の執行状況
 - (2) その他総会・理事会に付議すべき事項
 - (3) 工連として取り組むべき重点事項
 - (4) その他工連の発展のために必要な事項

(召集及び開催)

第10条 役員会は、会長が必要と認めた時に召集し、開催する。

(会議の議長)

第11条 役員会の議長は、幹事長がこれに当たる。幹事長に事故があるときは、あらかじめ 定めた順位により、副幹事長がこれに当たる。

(企画運営会議)

- 第12条 会長は、役員会における議題等の事前調整を行い、円滑な運営を図るため、企画運営会議を設置することができる。
- 2 企画運営会議の構成は、会長が別に定める。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

1. この規則は、一般社団法人熊本県工業連合会設立の日(平成22年10月1日)に制定し、 平成23年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成27年5月18日から施行する。 附 則
- 1 この規則は、平成28年2月29日から施行する。